

## 第16節 医療・保健計画

### 第1 基本方針

- 1 町本部長は、救急・救助の初動体制を確立し、医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもとに、迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 2 多数の傷病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院を中心とした医療体制の確保を図る。
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速かつ正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 4 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 5 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を関係機関・団体との連携のもと、適切に行うよう努める。
- 6 町及び関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、県と連携し活動を行うこととする。

### 第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の医療、助産及び保健</li> <li>2 救護所の設置</li> <li>3 医療機関に対する応援要請</li> </ol>
県本部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法を適用して行う医療、助産及び保健</li> <li>2 後方医療施設の確保</li> <li>3 県立病院に係る医療救護班（災害派遣医療チーム（以下「DMAT」と言う。）を含む。）の編成、派遣</li> <li>4 精神科医療機関に係る岩手DPATの編成、派遣</li> <li>5 他の医療機関に対する応援要請</li> </ol>
奥州医師会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 病院等に係る医療救護班の編成及び派遣</li> </ol>

[町本部の担当]

部	課	担当業務
防災部	生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県等に対する職員の派遣、派遣のあっせん及び応援要請</li> <li>2 自衛隊の災害派遣要請</li> <li>3 被災した愛玩動物の救護対策</li> </ol>
民生部	保健福祉センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県及び近隣市町村等に対する医療救護班の派遣要請並びに医薬品、医療資機材の調達及びあっせん要請</li> <li>2 日本赤十字社医療救護班の派遣要請</li> <li>3 他の医療機関に対する協力要請</li> <li>4 応急医療の総合調整</li> <li>5 救護所の設置、運営</li> <li>6 保健指導の実施</li> <li>7 こころのケアの実施</li> </ol>

### 第3 初動医療体制

#### 1 医療救護班・歯科医療救護班の編成

- (1) 町本部長は、災害時における医療活動を迅速かつ適切に行うため、消防機関及び各医療機関と密接な連携を図る。
- (2) 災害時における医療（歯科医療を除く。）、助産の救助を実施するため、金ヶ崎診療所をはじめとする各医療機関は、あらかじめ「医療救護班」を編成する。
- (3) 災害時における歯科医療、口腔ケアを実施するため、あらかじめ、(社)岩手県歯科医師会は、「歯科医療救護班」を編成する。
- (4) 応急医療及び救護のため、他の市町村及び自衛隊の災害派遣を要する場合の手続きは、それぞれ、第10節「県、市町村等応援協力計画」及び第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

#### 2 救護所の設置

町本部長は、被害の状況及び規模に応じて、次の場所に救護所を設置する。

- |         |          |          |
|---------|----------|----------|
| (1) 避難所 | (2) 災害現場 | (3) 医療施設 |
|---------|----------|----------|

#### 3 医療救護班の活動

- (1) 医療救護班は、おおむね次の業務を行う。
  - ① 傷病者に対する応急処置
  - ② 後方医療施設への傷病者の搬送の要否及び搬送順位の決定
  - ③ 搬送困難な患者、軽傷患者等に対する医療
  - ④ 助産救護
  - ⑤ 死亡の確認
  - ⑥ 遺体の検案及びその後の措置
- (2) 医療活動の実施に当たっては、救出班及び捜索班（本章第22節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋火葬計画」参照）と連携を図る。
- (3) 医療救護班は、救護所において医療活動を実施するとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して医療活動を行う。

#### 4 医薬品及び医療資機材の調達

- (1) 医薬品等は、従事する医療機関の手持品をもって繰替使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、それぞれの実施責任者が調達する。
- (2) 町本部長は、必要な医薬品等を調達できない場合は、地方支部保健環境班長を通じて県本部長に調達又はあつせんを要請するものとし、災害の規模により大量の医薬品を早急に必要とするときは、直接県本部長に対して調達又はあつせんを要請する。

#### 第4 医療機関の防災能力の向上

- 1 医療機関は、災害時においても、医療施設の機能を維持し、空床の利用や収容能力の臨時拡大等により、傷病者の収容を行うよう努める。
- 2 医療機関は、水道、電気、ガス等のライフラインの機能が停止した場合の対策並びに医療スタッフ及び医薬品等の確保対策について、相互に支援を行う体制を整備するなど、防災能力の強化を図る。
- 3 医療機関は、災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受入方法、医療救護班の派遣方法等に関するマニュアルの作成に努める。

#### 第5 傷病者の搬送体制

##### 1 傷病者の搬送の手続き

- (1) 救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。
- (2) 傷病者の搬送は、医療救護班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合においては、町本部長に対し搬送車両の手配・配車を要請する。
- (3) 傷病者搬送の要請を受けた町本部長は、あらかじめ定められた搬送先病院の順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を確認のうえ搬送する。

##### 2 傷病者の搬送体制の整備

- (1) 町本部長は、あらかじめ医療機関の規模、位置、診療科目等から、搬送先病院の順位を定める。
- (2) 町本部長は、あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所、離発着スペース等を考慮し、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備する。
- (3) 町本部長は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するため、収容先医療機関の被災状況、空病床数など、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。

#### 第6 個別疾患への対応体制

##### 1 人工透析

##### (1) 情報収集及び連絡

- ① 町本部長は、透析施設等から収集した透析患者の受診状況及び透析施設の稼働状況について、県奥州地方支部保健環境班に情報提供する。
- ② 町本部長は、透析施設の管理者から施設内の医療体制及び被災状況等を確認するとともに、代替透析施設情報等を透析患者等へ連絡する。

##### (2) 透析に必要な水及び医薬品等の確保

町本部長は、災害による水道、電気等のライフラインが機能停止した場合は、県本部長

と連携し、透析に必要な水及び医薬品を確保する。

## 2 難病等

### (1) 情報収集及び連絡

町本部長は、難病患者等の受診状況、医療機関の稼働状況等について、地方支部保健環境班に情報提供する。

### (2) 医薬品等の確保

町本部長は、難病患者等に使用する医薬品を調達する場合は、第3の4「医薬品及び医療資機材の調達」に定めるところにより行う。

## 第7 災害中長期における医療体制

1 町本部長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、保健師及び栄養士による「健康管理活動班」を編成し、保健活動を行う。

2 健康管理活動班は、医療救護班と合同で健康管理活動を行うものとし、原則として救護所と同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地の避難所及び応急仮設住宅等を巡回等して健康管理活動を行う。

3 保健活動班は、おおむね次の業務を行う。

- (1) 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動及びこころのケア
- (2) 避難所や車中等で過ごしている被災者に対する健康教育
- (3) 被災者に対する保健サービスについての連絡調整

## 第8 応援要請

町本部長は、応急医療・救護及び保健活動のため、必要があると認める場合は、第10節「県、市町村等応援協力計画」又は第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊等の災害派遣を要請する。

## 第9 災害救助法を適用した場合の医療及び助産

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

## 第10 愛玩動物の救護対策

町本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。

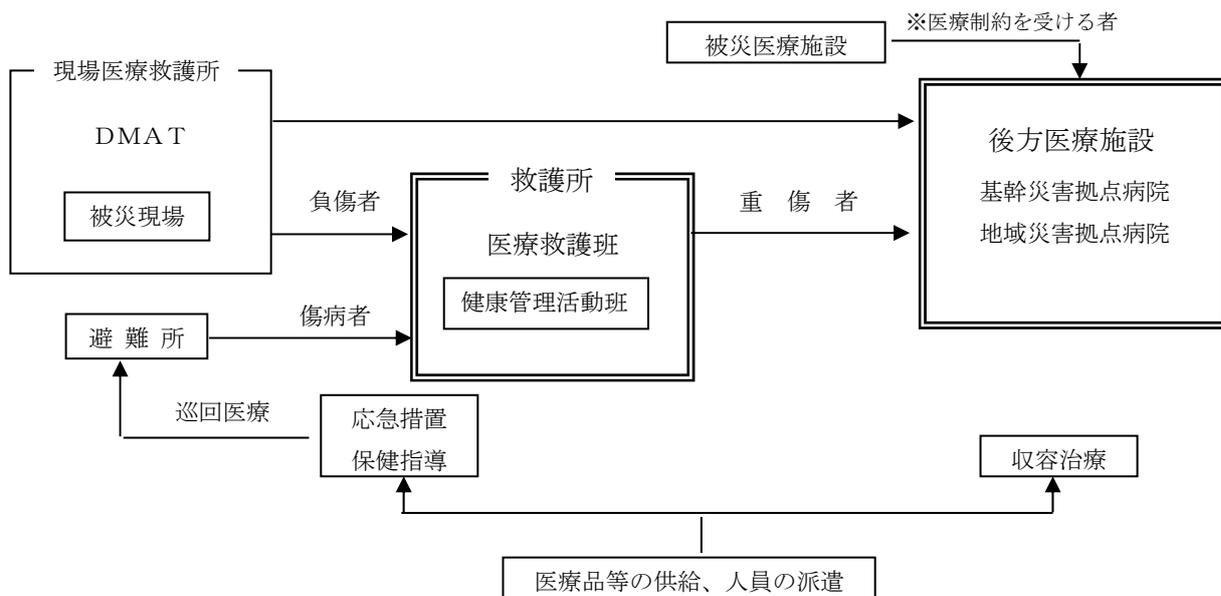
また、県と連携し、獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。

- 1 所有者不明の動物について、県及び関係団体等の協力のもと、保護收容するとともに、所有者の発見に努める。
- 2 負傷動物を発見したときは、保護收容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置に努

める。

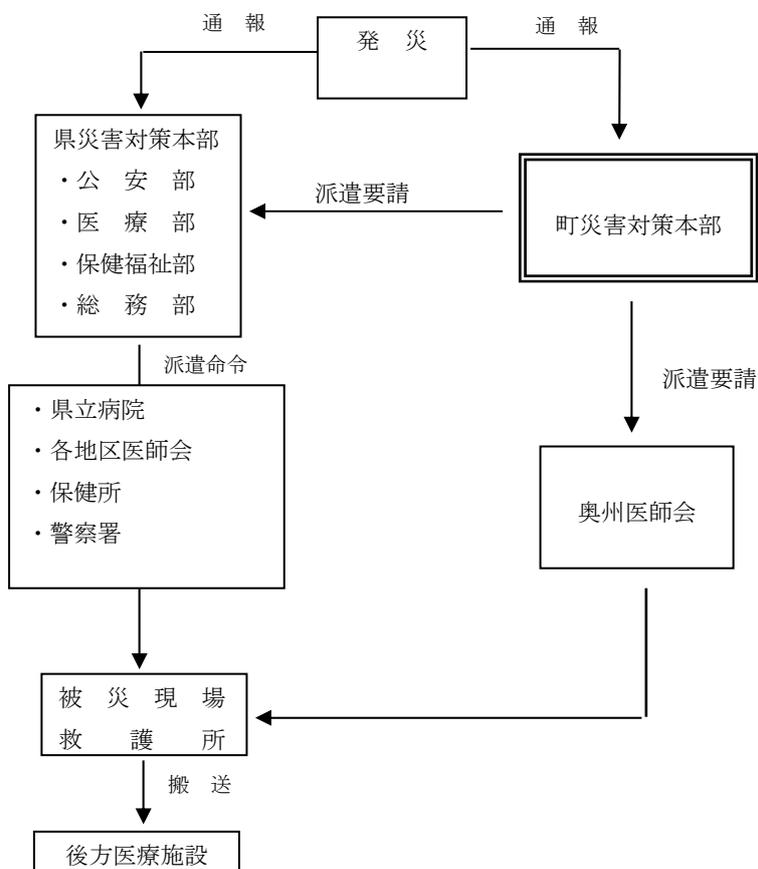
- 3 飼い主とともに避難した動物の飼養について、県と連携し適正な飼育の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。
- 4 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

### 災害時における医療・保健活動の流れ（イメージ）



※ 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

### 医療・保健活動の情報連絡系統図



## 第 1 7 節 食料、生活必需品供給計画

### 第 1 基本方針

- 1 災害時において、被災者等に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資(以下、本節中「物資」という。)を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備し、物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報、調達及び配分の窓口の一元化を図る。
- 3 町は、把握した数量と被災の状況を勘案し、町内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ、県に対して調達、供給の要請を行う。
- 4 町本部長は、災害発生直後の救援物資の迅速な供給に努める。

### 第 2 実施機関(責任者)

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	被災者に対する物資の調達及び支給並びに炊出しの実施
県本部長	市町村に対する物資の調達及びあっせん
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 物資の無償貸与又は譲渡 2 災害派遣要請に基づく炊出し

#### [町本部の担当]

部	課	担 当 業 務
総務部	総合政策課	災害発生直後の救援物資供給の報道要請
防災部	生活環境課	1 県、他市町村等に対する物資の調達及びあっせん要請 2 自衛隊に対する物資の無償貸付又は譲渡の要請 3 他課の担当以外の物資の調達及びあっせん
民生部	保健福祉センター	1 民間事業所等からの物資の供給に係る連絡調整 2 被服、寝具等の供与事務の総括 3 災害救助法の適用による被服、寝具等の供与事務の総括

### 第 3 実施要領

#### 1 物資の支給対象者

物資の支給は、原則として次に掲げる者に対して行う。

- (1) 避難所又は避難場所に避難した者で、物資の持ち合わせのない者
- (2) 住宅が、全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水の被害を受けた者
- (3) 生活上必要な最低限度の家財等を災害により喪失した者
- (4) 物資がない又はライフラインの寸断等により、日常生活を営むことが困難な者
- (5) 被災現場において、防災活動に従事している者で、物資の支給を必要とする者

#### 2 支給物資の種類

- (1) 物資の種類及び数量は、支給基準数量等を参考に、被災状況及び食料調達の状況に応じて、支給する。

- (2) 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を支給する。
- (3) 避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材・調味料、燃料、調理器具等を支給する。
- (4) 食料の支給にあたっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者等に配慮する。
- (5) 高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。

### 支給物資の種類、支給基準数量等

#### [供給食料の種類]

区分	供給食料
主食用	米穀、炊出しによる米飯、弁当等、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等
副食物	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等（※副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。）
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等

#### [1人当たりの供給数量]

区分	供給基準数量
米穀	被災者 1食当たり 精米200グラム以内 応急供給受配者 1日当たり 精米400グラム以内 災害救助従事者 1食当たり 精米換算 300グラム以内

区 分	支 給 物 資
外 衣	洋服、作業衣、子供服等
肌 着	シャツ、パンツ等
寝 具	タオルケット、毛布、布団等
身回品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、コンロ、ガス器具等
食 器	はし、茶わん、皿等
日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート等
光熱材料	マッチ、ローソク、木炭、灯油、プロパンガス等

### 3 物資の確保

- (1) 町本部長は、被災者に対する物資の支給が必要と認めた場合は、各避難所等からの聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時算出する。
- (2) 町本部長は、備蓄物資の供出、関係業者からの購入等により、必要とする物資を確保する。

- (3) 町本部長は、必要な物資を調達できない場合は、「世帯構成員別被害状況」に基づく必要数量を明示し、地方支部総務班長を通じて、県本部長に対し、物資の調達又はあつせんを要請する。
- (4) 自衛隊の保有する物資の無償貸付又は譲渡を要請する場合の手続は、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

#### 4 物資の輸送及び保管

- (1) 町本部長は、避難所等に物資を引渡す場合は、別記様式 3「災害救助用物資引渡書」により授受を明確にする。
- (2) 町本部長は、物資の保管に当たっては、必要に応じて警備員を配置し、又は警察機関及び消防機関の警備を要請するなど、事故防止の措置をとる。

#### 5 物資の支給等

##### (1) 物資の支給等

- ① 原則として物資は支給することとし、町本部長が指定したものに限り、貸与する。
- ② 物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、町における配布や生活困難者がいる集落又は避難所の巡回により実施する。

##### (2) 食料の供給における留意事項

- ① 町本部長は、あらかじめ、範囲、炊出し方法等を定める。
- ② 炊出しによる供給は、既設の給食施設又は仮設の供給施設を使用し、自ら行い、又は委託して行う。
- ③ 炊出しのため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
- ④ 防災関係機関の長は、所管の応急対策業務従事者に対し、食料の供給ができないときは、町本部長に対し、食料の供給について応援を求める。

#### 6 住民等への協力要請

町本部長は、必要と認めるときは被災住民、自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、物資の荷下ろし、仕分け、支給等について協力を求める。

#### 7 物資の需給調整

町本部長は、必要な物資の品目及び数量を地域別及び避難所別に迅速に把握できるよう、あらかじめ支給すべき物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需要に関する情報収集や輸送拠点、避難所等にある物資の在庫量の把握に努める。

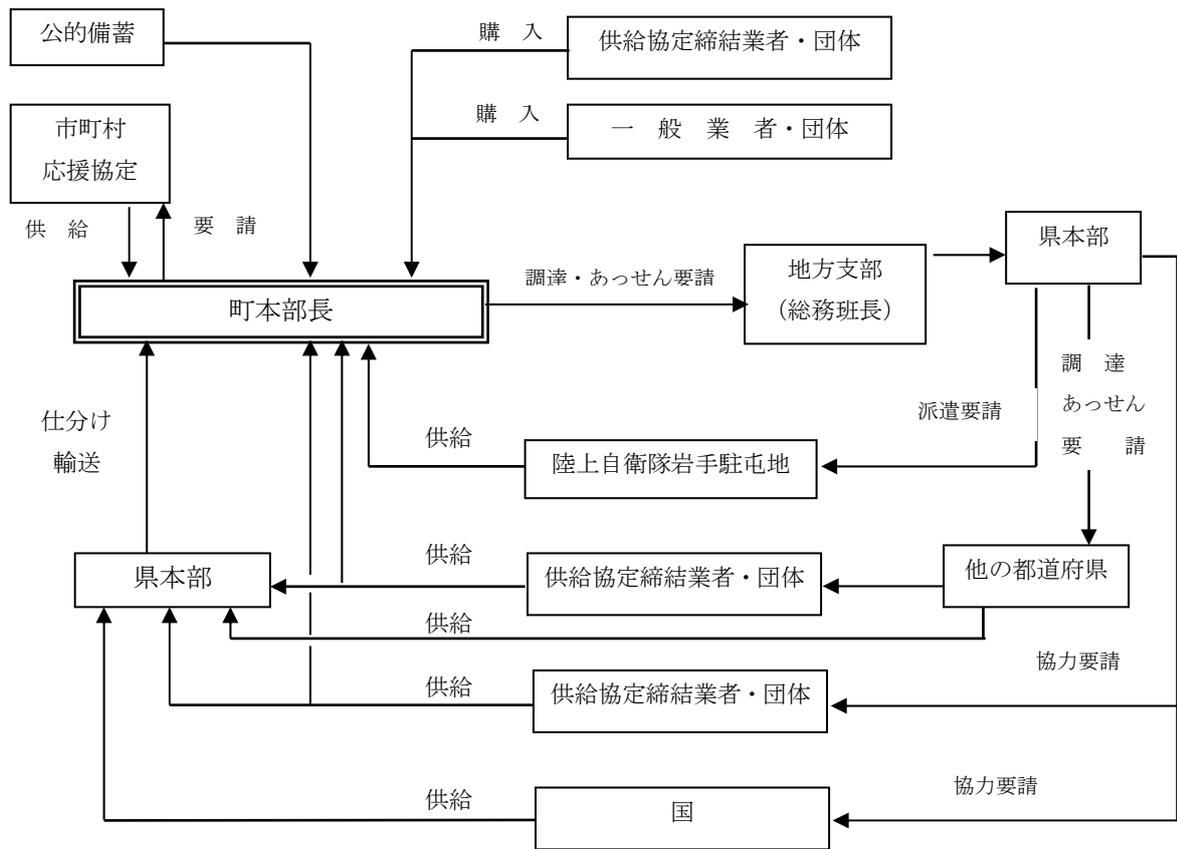
8 救援物資の受入体制の周知

町本部長は、報道機関を通じ、個人からの救援物資は対応が困難であることを呼びかける。  
また、被災者への善意を寄せていただける場合は、義援金での支援に理解を求める。

9 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」の定めるところによる。

物資の調達・供給系統図



別記様式

災害救助用物資引渡書						
引継者機関名			職氏名			
引受者機関名			職氏名			
救助用物資を、下記のとおり引き継ぎました。						
記						
1 引継日時						
2 引継場所						
3 引継物資 次表のとおり ((車両番号 )						
物資名	単位	輸送数量	引継数量	差引不足数	不足を生じた理由	その他
注：本書は、2部作成し、授受機関とも保管する。						

## 第18節 給水計画

### 第1 基本方針

災害時において、被災者等に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

### 第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	1 飲料水の供給 2 県本部長の指示に基づく生活の用に供される水の供給
県本部長	市町村本部長が行う給水に対する協力、指示
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく給水

[町本部の担当]

部	課	担当業務
防災部	生活環境課	1 県、他の市町村等に対する応急給水用資機材の調達及びあっせん並びに要員派遣要請 2 自衛隊の災害派遣要請 3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による給水
民生部	保健福祉センター	災害救助法による給水事務の総括
水道部	水処理センター	1 断水世帯に関する情報収集等 2 応急給水 3 飲料水の水質検査 4 その他災害の際の全般的給水

### 第3 実施要領

#### 1 給水

##### (1) 水源の確保

町本部長は、災害時において応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努めるとともに、自然水、プール、防火水槽、工業用水等を利用した水源の確保に努める。

##### (2) 給水班の編成

町本部長は、職員を主体として給水班を編成し、次の業務を行う。

- |        |            |                  |
|--------|------------|------------------|
| ① 給水業務 | ② 飲料水の水質検査 | ③ 汚染水の使用禁止、停止、制限 |
|--------|------------|------------------|

##### (3) 応援の要請

- ① 町本部長は、自らの活動のみによっては、被災者等に対する飲料水の確保若しくは供給ができないと認めた場合、又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者がでた場合は、次の事項を明示し、地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 給水対象地域	ウ 職種別応援要員数	オ その他参考事項
イ 給水対象人員	エ 給水機関	

- ② 給水のため必要があると認める場合は、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

## 2 応急給水用資機材の調達

### (1) 調達方法

- ① 町本部長は、あらかじめ地域内の水道関係業者及び団体と応援協定を締結するなど、災害時における応急給水用資機材の調達を図る。
- ② 町本部長は、業者等から調達した器具及び機材を受領するときは、品名、数量等を確認の上受領し、保管する。

### (2) 応援の要請

町本部長は、応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、次の事項を明示し、県奥州地方支部保健環境班長又は福祉班長を通じて県本部長に応援を要請する。

① 応急給水用資機材の種別及び数量	③ 運搬先
② 使用期限	④ その他参考事項

## 3 給水の方法

### (1) 水の消毒及び給水器具の衛生的処理

- ① 水道水（被災水道施設を除く。）以外の水を供給する場合は、浄水基地を設けてろ過し、かつ、塩素剤により遊離残留塩素濃度が 0.2 mg/ℓ以上になるよう消毒する。
- ② 水を搬送して給水するときは、運搬途中において消毒残留効果を測定し、給水時における遊離残留塩素濃度を 0.2 mg/ℓ以上に確保する。
- ③ 給水用器具は、すべて衛生的処理を完全に行い使用する。

### (2) 給水車等が運行可能な地域への給水

給水車（給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む。）、可搬式タンク、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

### (3) 給水車等の運行不可能な地域における給水

- ① 浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることができる者に対しては、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。
- ② 浄水基地から直接給水を受けることができない者に対しては、浄水した飲料水をポリ

エチレン容器等に収納し、軽車両等で搬送し、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(4) 移動給水

断水の程度が部分的な場合は、必要とする地域に広報車とともに給水車等を巡回させて給水する。

(5) 医療施設等への優先的給水

- ① 医療施設、福祉施設、避難場所等に対しては、優先的に給水を行う。
- ② 浄水基地及び給水基地の設置は、応急的な水源、被災しない水道施設の位置に配慮し、医療施設への優先的給水が容易な場所とする。

4 水道施設被害汚染対策

(1) 町本部長は、災害による給配水施設の破損又は汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

- ① 必要な技術要員を待機させ、必要な資機材の整備を図る。
- ② 緊急修理用資機材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。
- ③ 施設を巡回して事故発生の有無及び被害の状況を確認する。

(2) 町本部長は、水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害を受けた場合は、次の措置を講ずる。

- ① 施設の損壊、漏水等に係る応急復旧を行う。
- ② 水道水が汚染し、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置をとる。

ただし、生活用に供される水については、その使用範囲を制限することにより、目的を達することができる認めるときは、使用範囲の制限を行う。

(3) 町本部長は、水処理センター等の応急措置だけでは飲料水の供給ができないと認めた場合は、第10節「県、市町村等応援協力計画」の定めるところによるほか、次の事項を明示し、地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

① 水道被害の状況 (施設の破損、水道水の汚染状況)	④ 人員、資材、種類、数量
② 給水対象地域	⑤ 応援を要する期間
③ 給水対象世帯・人員	⑥ その他参考事項

5 上水道施設の応急復旧要領

町本部長は、上水道施設が被災した場合は、次により応急復旧の措置を講じるものとする。

(1) 浄水場等施設

被害の程度等に応じて上水道施設工事関係業者等の緊急応援を要請するものとする。

(2) 配・給水管路

被災に応じた施設間の水運用（配水制限等を含む。）を図り、各系統ごとに応急復旧ブロックを設定し、上流側から順次復旧作業を行うものとする。

① 復旧の優先順位

復旧作業は、消火栓が設置されている管路を優先する。

ア 配水本管	イ 配水支管	ウ 給水管
--------	--------	-------

② 復旧班の編成

修繕工事委託業務体制における緊急工事は、上水道施設工事関係業者に要請して、ブロック別に調査作業班、復旧工事班を編成し、継続的に調査復旧作業を行うものとする。

(3) 応急復旧に必要な器具及び資機材等の調達

被害の状況等により、備蓄資機材での対応が不十分であると判断される場合は、関係業者に対して配・給水施設復旧対策に必要な器具、機械及び復旧資材の供給又は確保を要請し、交通状況を勘案して集積場所を選定し、緊急調達に備えるものとする。

6 災害救助法を適用した場合の飲料水の供給

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

## 第19節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

### 第1 基本方針

- 1 災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 災害により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住家が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。

### 第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	被災住宅の応急修理、公営住宅等の入居あっせん及び県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営
県本部長	応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供

#### [町本部の担当]

部	課	担当業務
防災部	生活環境課	1 県、他市町村に対する応急仮設住宅建設に係る技術職員の派遣要請 2 県、他市町村に対する被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん要請
民生部	保健福祉センター	1 災害救助法適用による応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括
建設部	建設課	1 応急仮設住宅供与対象者に係る調査・報告 2 応急仮設住宅供与対象者及び被災住宅の応急修理に係る建設資材の確保 3 応急仮設住宅の用地の確保 4 応急仮設住宅の設計、施工及び監理 5 被災宅地・建築物の応急危険度判定に係る県本部長への要請

### 第3 実施要領

災害救助法が適用される場合は、応急仮設住宅の供与は県が行ない、住宅の応急修理は町が行なう。

- 1 応急仮設住宅の供与

(1) 供与対象者

応急仮設住宅の供与は、次に掲げる者に対して行う。

- ① 住宅が全壊、全焼又は流出した世帯
- ② 仮住居がなく、又は借家等借上げができない世帯
- ③ 自らの資力では住宅を確保することができないと認められる者

(2) 供与対象者の調査及び報告

町本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に次の事項を明記し、地方支部福祉班長を通じて県本部長に報告する。

- ① 被害状況
- ② 被災地における住民の動向及び町の住宅に関する要望事項
- ③ 町の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- ④ 供与対象者における障がい者等の有無及びニーズ
- ⑤ その他住宅の応急対策上の必要事項

(3) 建設場所の選定

- ① 町本部長は、あらかじめ応急仮設住宅の建設候補地を指定する。
- ② 応急仮設住宅の建設場所は、公有地を優先して選定することとし、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。
- ③ 敷地は、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。
- ④ 被災者を集団的に受け入れる応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討の上選定する。
- ⑤ 学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。

(4) 資材の調達

災害救助法が適用されない場合

- ① 町本部長は、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、関係業者・団体等との協力体制を整備する。
- ② 町本部長は、請負業者に手持ち資材がないとき又は調達が困難と認めるときは、資材のあっせん又は調達を行う。
- ③ 町本部長は、大量の建築用木材が必要と認める場合は、県本部長に要請の上、調達確保する。

(5) 応急仮設住宅の建設

- ① 設置戸数は、災害救助法適用町単位の被害世帯の3割以内とする。ただし、地方支部

福祉班長は、やむを得ない事情により3割を超えて設置する必要があると認めるときは、県本部長に基準以上の建設を申請する。

② 町本部長は、災害救助法が適用されない規模においては、資材を調達し、応急仮設住宅を設置する。

(6) 応急仮設住宅の入居

① 町本部長は、県本部長の応急仮設住宅の入居者の選定に協力する。ただし、状況に応じて、県本部長から委任を受けた場合は、町本部長が選定する。

② 町本部長は、仮設住宅の入居者の決定にあたっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持及び構築に配慮する。

③ 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

(7) 応急仮設住宅の管理運営

① 町本部長は、県本部長が行う応急仮設住宅の管理に協力する。ただし、状況に応じて、県本部長から委任を受けた場合は、町本部長が管理する。

② 町本部長は、県本部長から管理運営に係る委任を受けた場合は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成等に努める。この場合においては、女性の参画を推進し、入居者の意見を反映できるよう配慮する。

③ 県本部長又はその委任を受けた町本部長は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入にも配慮する。

④ 県本部長は、必要に応じ、仮設住宅の苦情、修繕等の要望に関する相談窓口を設置する。

(8) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

① 県本部長は、借上げによる民間賃貸住宅の提供を行う場合は、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」に基づき、(一社)岩手県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会岩手県本部に対し協力を求め、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定運用細則」に従い、具体の手続きを行う。

② 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

2 住宅の応急修理

(1) 供与対象者

住宅の応急修理は、次に掲げる者に対して行う。

① 住家が半壊、半焼又は一部流出したため、当面の日常生活を営むことのできない世帯

② 自己の資力では、住宅の応急修理を行うことができない世帯

③ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯

(2) 供与対象者の調査及び選考

町本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に、応急修理の供与対象者について調査及び選考する。

(3) 応急修理の基準

修理戸数は、災害救助法適用町単位の被害世帯数の3割以内とする。町本部長は、被害規模及び状況により、これを超えて応急修理を必要とするときは、県本部長に基準以上の修理を申請する。

(4) 修理の範囲

修理の範囲は、居所、炊事場、便所等当面の日常生活に欠くことができない部分とする。

(5) 修理期間

ア 修理期間は、災害発生の日から1か月以内とする。

イ 町本部長は、1か月以内に修理することができないと認める場合は、県本部長に対して期間延長の申請をし、県本部長が内閣総理大臣の同意を得たときは期間を延長する。

(6) 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

3 公営住宅への入居のあっせん

(1) 町本部長は、公営住宅への入居資格を持つ者に対し、公営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する公営住宅への入居について速やかに手続を行う。

また、公営住宅等への入居に係る特例を定めた「被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)」が適用される場合には、他の市町村等の公営住宅等を含めて入居のあっせんを行う。

(2) 町本部長は、要配慮者の入居を優先する。

(3) 町本部長は、県営住宅・他市町村等の入居状況について、県本部長から情報入手に努める。

4 被災者に対する住宅情報の提供

(1) 町本部長は、必要に応じ、県本部長から活用可能な民間住宅の情報提供を受ける。

(2) 町本部長は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

5 被災宅地の危険度判定

(1) 被災宅地危険度判定士の派遣要請

① 町本部長は、宅地が広範囲に被災したことによる二次災害を防止するため、県本部長に対して被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

② 被災宅地危険度判定士の派遣を要請する場合の手続きは、第10節「県、市町村等相互応援協力計画」に定めるところによる。ただし、急を要するときは、口頭又は電話により申し出ることができる。この場合においては、後日速やかに文書を提出する。

(2) 被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

① 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査表に記入し、判定を行う。

② 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」及び「調査済み宅地」の3区分に判定する。

③ 判定結果は、当該宅地の見易い場所(要壁、のり面等)に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する
要注意宅地	黄のステッカーを表示する
調査済み宅地	青のステッカーを表示する

(3) 町本部長の措置

町本部長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

① 町本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務に当たる。

② 実施本部は、以下の業務に当たる。

ア 宅地に係る被害情報の収集

イ 判定実施計画の作成

ウ 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成

エ 判定結果の調整及び集計並びに町本部長への報告

オ 判定結果に対する住民等からの相談への対応

カ その他判定資機材の配布

(4) 被災宅地危険度判定士の登録

町は、県が主催する危険度判定に関する講習会に町の技術職員の受講を推進し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

6 被災建築物の応急危険度判定

町本部長は、地震により被災した建築物による二次的災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。

(1) 被災建築物応急危険度判定士の認定

① 県本部長は、「岩手県被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱」に基づき、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。

② 被災建築物応急危険度判定士の認定等に関する事務は、県土整備部建築住宅課が行う。

(2) 町本部長の措置

① 町本部長は、全国被災建築物応急危険度判定協議会作成「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」(以下「業務マニュアル」という。)に基づき、次の措置を行う。

ア 町本部長が判定実施を決定した場合は、災害対策本部の下に実施本部を設置する。

イ 実施本部は、次の業務にあたる。

- (ア) 被災状況の把握
- (イ) 判定実施計画の策定
- (ウ) 県本部長への支援要請
- (エ) 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
- (オ) 判定の実施及び判定結果の集計、報告
- (カ) 住民への広報
- (キ) その他判定資機材の配布

(3) 県本部長の措置

① 県本部長は、業務マニュアルに基づき、次の措置を行う。

ア 県本部長は、町本部長から支援要請を受けた場合は、県土整備部建築住宅課内に支援本部を設置する。

イ 支援本部は、次の業務にあたる。

- (ア) 被災状況の把握
- (イ) 支援実施計画の策定
- (ウ) 被災建築物応急危険度判定士の招集及び派遣
- (エ) 他の都道府県への被災建築物応急危険度判定士の派遣要請
- (オ) その他判定資機材の提供

(4) 被災建築物応急危険度判定士の業務

被災建築物応急危険度判定士は、業務マニュアルに基づき、判定を実施し判定結果を表示する。

## 第20節 感染症予防計画

### 第1 基本方針

被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。

### 第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	県本部長の指導及び指示に基づく被災地域の消毒その他の措置等の実施
県本部長	1 町本部長に対する防疫上必要な指示及び指導 2 感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等の実施
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく感染症予防上必要な措置

[町本部の担当]

部	課	担当業務
防災部	生活環境課	1 県及び他の市町村等に対する防疫用資機材の調達及びあっせん要請 2 自衛隊の災害派遣要請
民生部	保健福祉センター	1 疫学調及び防疫措置の協力 2 被災地域の防疫業務の実施 3 その他防疫に関すること。

### 第3 実施要領

#### 1 感染症予防活動の実施体制

##### (1) 消毒班

① 町本部長は、所属職員による「消毒班」を編成し、消毒その他の措置を実施する。

1 箇班の編成基準は、おおむね次のとおりとする。

##### 消毒班の編成(基準)

区分	人員	備考
衛生技術者(保健所)	1名	医師を含めた場合は、医療救護班を兼務して編成できる。
作業員	3名	

② 町本部長は、町における防疫業務が完全を期し得ないと認めた場合は、県本部長に対し支援を要請する。

##### (2) 疫学調査班及び疫学調査協力班

県本部長は、地方支部保健環境班において「疫学調査班」を編成し、感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等を実施する。また、町本部長は、「疫学調査協力班」

を編成し、疫学調査班に協力する。

1 箇班の編成基準は、おおむね次のとおりとする。

#### 疫学調査協力班

区 分	人 員	備考
看護師又は保健師	1 名	消毒班を兼務して編成できる。
助手	1 名	

#### (3) 感染症予防班

町本部長は、災害の規模及び状況に応じ、適当な人員の感染予防班を編成し、感染症情報の収集・広報及び臨時予防接種を実施する。

#### 2 感染症予防用資機材の調達

(1) 町本部長は、あらかじめ関係業者及び団体と協力協定を締結するなど、感染症予防用資機材の確保を図る。

(2) 町本部長は、必要な感染症予防用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、地方支部保健環境班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| ① 感染症予防用資機材の調達数量 | ③ 調達希望日時  |
| ② 送付先            | ④ その他参考事項 |

#### 3 感染症情報の収集及び広報

(1) 町本部長は、感染症予防班、地区環境衛生組合、その他の関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見、その他感染症に関する情報の把握に努める。

(2) 県本部長及び町本部長は、第5節「広報広聴計画」に定める広報媒体に加え、次の方法により感染症に関する広報を実施する。

- |                                      |
|--------------------------------------|
| ① 疫学調査、健康診断、消毒の実施など、被災者と接する機会を通じての広報 |
| ② 避難所、仮設住宅等の巡回を通じて個々の被災者に対して行う広報     |

#### 4 感染症予防活動の指示等

町本部長は、感染症予防上必要があると認める場合は、災害の規模及び状況に応じ、範囲、期間を定めて、次に掲げる事項をもとに、県本部長の指示を受け消毒その他の措置等を行う。

- |   |
|---|
| ① 清潔方法及び消毒方法の施行<br>(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条) |
| ② ねずみ族、昆虫等の駆除 (同上第28条)                              |
| ③ 生活用に供される水の供給 (同上第31条)                             |
| ④ 臨時予防接種 (予防接種法第6条)                                 |

#### 5 実施方法

##### (1) 感染症の発生状況及び動向の把握（サーベイランス）への協力

町本部長は、県が行う臨時サーベイランスの体制構築に協力するとともに、情報の入手に努める。

##### (2) 積極的疫学調査への協力

町本部長は、県本部長が行う疫学調査に次の方法により協力し、感染拡大の防止を図る。  
 ア 下痢患者又は有熱患者が現に発生している地域、集団避難所、浸水地域その他衛生条件の悪い地域の住民を優先し、緊急度に応じ順次実施する。

イ 浸水し、滞水している地域にあつては、通常週 1 回以上、集団避難所に感染症の疑いのある患者の発生した兆候が現れた場合はできる限り頻繁に実施する。

(3) 衛生の保持

町本部長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに第 21 節「廃棄物処理・障害物除去計画」に定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿の処理等を実施する。住民は、被災地及びその周辺地域の清掃等により衛生の保持に努める。

(4) 消毒方法

町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 27 条の規定に基づき、同法施行規則(平成 11 年厚生省令第 99 号)第 14 条から第 27 条の定めるところにより、県本部長が指示した場所について、防疫班による消毒を実施する。

ア 実施回数は、原則として床上浸水地域にあつては 3 回以上、床下地域にあつては 2 回以上とする。

**防疫班(1 箇班)の携行資機材)**

携行資機材名	内 容	数 量
背負式噴霧器	動力式	1 基
	圧縮式	2 基
薬 品	消石灰(20kg)	2~5 袋
	クレゾール石鹼液(500ml)	10~20 本
	次亜塩素ナトリウム(20kg)	必要に応じて
	クロール石灰(50g)	1~2 袋

イ 床上浸水地域、床下浸水地域及び必要と認める地域に対しては、被災直後に環境衛生区長、行政区長等を通じてクレゾール石鹼液、消石灰等を配布し、床及び壁の拭浄、手洗設備の設置、便所の消毒等を行わせる。

**消毒内容及び薬品等**

区 分	消毒内容及び薬品	使用量	摘 要
家屋	床下	消石灰 6kg (1 戸あたり)	
	居間 台所	10%逆性石鹼(オスバン液) を 30 倍に希釈した液を散布又 は拭き消毒	十分に水洗い後、消毒 等を実施

	便所	クレゾール石鹼液を 30 倍に希釈した液で拭く。 消石灰を散布		便槽への流入時は、奥州金ヶ崎行政事務組合の指示を受ける。
	井戸	次亜塩素ナトリウム クロール石灰		泥土等で汚染された場合は、水質検査により安全性を確認するまで使用しない。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 28 条の規定により、県本部長が定めた地域内において、同法施行規則第 15 条の規定に定めるところにより、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(6) 生活の用に供される水の供給

町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 31 条の規定により、第 18 節「給水計画」に定めるところによって、生活の用に供される水の供給を行う。

なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災の場合は、第 18 節「給水計画」に定めるところにより対応するとともに、井戸水及び水道水の衛生的処理について指導する。

(7) 臨時予防接種

町本部長は、臨時予防接種を実施し、これができない場合は、県本部長にその実施を求める。

(8) 患者等に対する措置

県本部長は、被災地域に一類感染症又は二類感染症の患者が発生した場合は、次の措置をとる。なお、連絡先等を記録し、緊急時に備えるものとする。

**感染症指定病院**

区分	感染症名	指定病院
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう、南米出血熱	盛岡市立病院 019-635-0101
二類感染症	急性灰白髄炎、ジフテリア、結核、重傷急性呼吸器症候群（サーズウィルスに限る。）、鳥インフルエンザ（血清亜型が H5N1 であるものに限る。）	盛岡市立病院 019-635-0101 北上済生会病院 0197-64-7722 奥州市総合水沢病院 0197-25-3833

三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	
-------	----------------------------------	--

- ① 防疫班により、患者輸送車、トラック、ヘリコプター等を利用し、速やかに感染症指定医療機関に収容する。
- ② 交通途絶のため、感染症指定医療機関に収容することができないときは、被災地域以外の場所の感染症指定医療機関に収容する。
- ③ 止むを得ない理由により、感染症指定医療機関に収容することができない患者等に対しては、感染症指定医療機関以外の医療機関にあつて、県本部長が適当と認める医療機関に収容する。

(9) 避難所における感染症予防活動

町本部長又は県本部長は、週に1回以上避難所を巡回し、次の方法により感染症予防について指導等を行う。

- ① 避難者の健康状況を1日1回以上確認する。
- ② 避難所内の自治組織を通じ、感染症予防についての指導の徹底を図る。
- ③ 避難所の給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とする。
- ④ 飲料水等については、消毒班又は県地方支部保健環境班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。

(10) 町が感染症予防活動を実施できない場合の措置

県本部長は、激甚な被害により、町本部長が行うべき消毒その他の措置を実施できず、あるいは実施しても完全な措置ができないと認めた次の項目について実施する。

① 清潔方法及び消毒方法の施行	③ 生活の用に供される水の供給
② ねずみ族、昆虫駆除等の実施	④ 患者の輸送措置